

介護保険サービス事業者 様

長野市長 荻原 健 司
(保健福祉部高齢者活躍支援課担当)

令和6年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和6年4月から5月までの間に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧3加算」という。）を算定しようとする介護サービス事業者並びに令和6年6月以降に新たな介護職員等処遇改善加算等（以下「新加算」という。）を算定しようとする介護サービス事業者については、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）に定める介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日老発0315第1号厚生労働省老健局長通知）に基づき、下記により計画書を提出してください。

なお、前年度から当該加算を算定している場合であっても、計画書は毎年度提出する必要がありますのでご注意ください。

記

1 提出書類

<共通>

- (1) 「介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（令和6年度）」（別紙様式2-1）
- (2) 「個票（令和6年4・5月分）」（別紙様式2-2）
- (3) 「個票（令和6年6月以降分）」（別紙様式2-3）
- (4) 「個票（年度内の区分変更がある場合に記入）」（別紙様式2-4） ※必要に応じて

<令和6年4月から5月までの間に新たに旧3加算を算定する場合又は加算区分を変更する場合及び令和6年6月以降に新加算を算定する場合の追加書類>

- (5) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
(サービス種類に応じ、別紙2、別紙3-2、別紙50のいずれか)
- (6) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
(サービス種類に応じ、別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3、別紙1-4のいずれか)

2 提出部数

1部

3 提出期限

- ・上記1(1)(2)(3)(4)：令和6年4月15日(月)必着
- ・旧3加算に係る上記1(5)(6)：令和6年4月1日(月)必着
(※(1)(2)(3)(4)より先に提出する必要がありますので、ご注意ください。)
- ・新加算に係る上記1(5)(6)：令和6年5月15日(水)必着

4 提出先

長野市役所 第二庁舎1階 高齢者活躍支援課（郵送又は電子メールによる提出も可）

5 留意事項

- ・令和5年度分の賃金改善を令和6年度分として計上するなど、年度間の重複計上は認められませんので、賃金改善実施期間の設定にはご注意ください。
- ・複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合は、同一の計画書を各指定権者が審査することとなります。各指定権者から計画書の修正の連絡があった場合は、修正をした上で全ての指定権者へ差し替えを送付してください。
- ・計画書の記載内容の根拠となる資料等の提出は不要ですが、計画書のチェックリストを確認（変更なしの場合でも毎年度必要事項の記載やチェックが必要になります。）するとともに、資料等は介護サービス事業所で適切に保管し、求めがあった場合には速やかに提示してください。

6 特別な事情に係る届出書について

事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合、「特別な事情に係る届出書」（別紙様式5）を提出してください。

なお、令和5年度に「特別な事情に係る届出書」を提出した事業所にあつては、令和6年度も継続して賃金水準を引き下げる場合、当該届出書を改めて提出する必要があります。

7 各種通知・様式について

○厚生労働省ホームページ「介護職員の処遇改善」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

（後日、同一の様式を長野市ホームページにも掲載予定です。）

（問い合わせ先）

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
介護施設担当

TEL：026-224-5094 FAX：026-224-5126

E-mail：kourei@city.nagano.lg.jp